

秋田県地震体験車貸出要綱

(目的)

第1条 この要綱は、防災・避難訓練や防災学習の充実強化を図り、県民の防災意識を啓発するため、地震体験車（以下「体験車」という。）の貸出に関して必要な事項を定めるものとする。

(貸出対象)

第2条 体験車の貸出対象は、消防機関とする。

2 体験車を借り受けようとする消防機関（以下「借受消防機関」という。）は、操作時の安全確保のため、秋田県総合防災課長（以下「課長」という。）が実施する講習を職員に受講させるものとする。

(借受手続等)

第3条 体験車の利用を希望する市町村、教育機関等（以下「利用者」という。）は、所在地を所管する消防機関に「地震体験車利用申込書（様式第1号）」により申し込むものとする。

2 借受消防機関は、課長に「地震体験車借受申請書（様式第2号）」を提出しなければならない。

3 借受消防機関は、管内利用者の希望内容を把握し、前年度の12月末までに年間計画として申請するものとする。

4 前項の規定にかかわらず、借受消防機関は、次条に規定する年間貸出予定表の中に利用可能期間がある場合、随時申請できるものとする。

(貸出承認等)

第4条 課長は、前条に規定する申請について内容を確認し、防災知識の普及啓発事業として適切と判断できる場合にのみ貸出を承認し、「地震体験車貸出承認書（様式第3号）」を交付する。ただし、利用者の希望期間が重複した場合、利用形態や関連事業の内容を勘案して調整を行った上、前年度の3月末日までに年間貸出予定表を県のホームページに掲示する。

(貸出期間)

第5条 体験車の貸出期間は、防災知識の普及のための訓練、講習会等において実際に稼働させる日のほか、借受及び返還に要する日を含む。

2 前項の期間は、原則として、1回1週間以内とする。

(転貸等の禁止)

第6条 借受消防機関は、体験車を第三者に転貸し、利用計画と異なる運用を行い、又は営利を目的とする行為に使用してはならない。

(貸出承認の取消)

第7条 課長は、借受消防機関が前条の規定に違反した場合は、第4条による承認を取り消すことができる。

(運転・操作等)

第8条 体験車の運転・操作は、消防職員が行うものとする。

2 運転・操作を行う者は、体験車について、事前にその機能等に関する知識を修得し、かつ十分な注意を払い、事故防止及び機器の管理に努めなければならない。

(費用の負担)

第9条 体験車の貸出期間中に要した燃料費等消耗品の費用は、全て借受消防機関の負担とする。

2 前項の規定は、借受消防機関が、利用者に前項に規定する費用の負担を求めることを妨げるものではない。

(事故報告等)

第10条 借受消防機関は、事故又は故障が生じたときは、遅滞なく、その旨を課長に報告しなければならない。

(事故等の責任)

第11条 体験車の貸出期間中に発生した事故等(交通事故を含む。)の責任(費用負担を含む。)は、借受消防機関が負うものとする。

第12条 借受消防機関は、その責めに帰すべき事由により体験車を損傷した場合は、原状に回復するための費用を負担しなければならない。

(返 還)

第13条 借受消防機関は、体験車の使用が完了したときは、「地震体験車使用報告書(様式第4号)」を課長に提出し、体験車を指定された場所に返還しなければならない。

(その他)

第14条 この要綱に定めるもののほか、体験車の貸出に必要な事項は、課長が別に定める。

附 則

- 1 この要綱は、平成25年10月1日から施行する。
- 2 この要綱の施行前に必要な準備行為はできるものとする。
- 3 平成25年度に限り、第3条の規定にかかわらず、随時申請の対応をするものとし、第4条の規定にかかわらず、毎月末までに翌月以降の貸出予定表を県のホームページに掲示する。

附 則

- 1 この要綱は、令和元年5月1日から施行する。

(様式第1号)

地震体験車利用申込書

年 月 日

(消防機関名)

長 様

(申込者)

代表者職氏名

印

秋田県地震体験車貸出要綱第3条第1項の規定により、下記により利用したいので申込みます。

記

1 利用日時 年 月 日 () 時 分 から
年 月 日 () 時 分 まで

2 利用計画

使用場所	事業等の名称及び内容	参加者数

(担当者) 所属・職氏名

電話番号

F A X

メー ル

(様式第2号)

地震体験車借受申請書

年 月 日

秋田県総務部総合防災課長 へ

(申請者)

消防機関名

代表者職氏名

印

秋田県地震体験車貸出要綱第3条第2項の規定により、下記により貸出しを受けたいので申請します。

記

- 1 借受期間 年 月 日 () から
年 月 日 () まで

2 利用計画

使用日時	使用場所	利用者名	事業等の名称及び内容	参加者数

3 貸出しに関する連絡先

(担当者) 所属・職氏名

電話番号

※ 年間分を申請する場合は、1～3の記載にかえて別紙を提出すること。

(様式第3号)

地震体験車貸出承認書

年 月 日

(申請者)

消防機関名

代表者職氏名

様

秋田県総務部総合防災課長

令和 年 月 日付けにより申請のありました秋田県地震体験車の貸出しについて、下記のとおり承認します。

記

- 貸出期間 年 月 日 () から
年 月 日 () まで
- 貸出場所 秋田県消防学校・()
- 返還場所 秋田県消防学校・()
- 貸出条件
秋田県地震体験車貸出要綱を遵守すること。

(様式第4号)

地震体験車使用報告書

年 月 日

秋田県総務部総合防災課長 へ

(申請者)
消防機関名
代表者職氏名

印

秋田県地震体験車を下記のとおり使用したため、秋田県地震体験車貸出要綱第13条の規定により報告します。

記

1 利用記録

使用日時	利用者名	事業等の名称及び内容	参加者数	操作時間
			人	時間・分

2 運転記録

借受時の走行距離	返還時の走行距離	差引走行距離
km	km	km

3 運転者等

運転者職氏名	給油量	備考
	リットル	

- ※ ① 返還の際は、燃料を補給し、清掃しておくこと。
② 異状が認められたときは、備考欄にその状態を記載すること。
③ 修理したときは、備考欄に業者名・修理箇所等を記載すること。

